

大阪柔整だより

ダイジェスト版

保険部&学術部コラボレーション企画

基礎知識レベルアップセミナー

～先生の施術録は大丈夫ですか？その施術録が申請書の根拠ですよ！～

柔道整復師の日常業務である施術録記載の方法を再確認して頂くセミナーです。

内容は「～問診から考える施術録（カルテ）と支給申請書（レセプト）～」と題し、保険情勢が厳しくなる中、患者さんから何を聞きだし、何をどう説明し、いかにして医学的な記録を施術録に残すかなどを、従来の講義形式ではなく、参加して頂いた先生方全員に手を動かしていただき、頭を使って考えていこうというセミナーです。

※参加していただいた先生とのディスカッションの時間もあります。

日 時： 平成 26 年 8 月 23 日（土） 16 時 00 分～（90 分程度）

場 所： 大阪府柔道整復師会館 5 階大ホール

定 員： 50 名（定員になり次第締め切り・先着順）

☆参加を希望される方は、下記事項を明記の上、FAX もしくはメールにてお申し込みください。

- ① 氏 名（会員の方は『支部名』『会員番号』も記載ください。）
- ② ご連絡先

〈お申し込み先〉

FAX : (06) 6444-4166 Mail : ojta@osaka-jyusei.or.jp

「摂津市医療費助成制度変更・廃止」について

■ **変更（拡充）…乳幼児等医療費助成制度【保険者番号 8 6 2 7 0 2 5 3】**

平成 26 年 9 月施術分より「子ども医療費助成制度」に変わります。従来の制度はそのままで、通院医療費の助成対象年齢が 12 歳（小学校修了）まで拡充されます。

＜変更前＞

＜平成 26 年 9 月から＞

通院医療費 0 歳～6 歳（小学校就学前まで）→**0 歳～12 歳（小学校修了まで）**

入院医療費 0 歳～15 歳（中学校修了まで）

※所得制限あり→小学生の通院医療費助成は、被保険者の所得が限度額を超える場合助成の対象にはなりません。

所得制限限度額表

所得税法上の扶養親族	所得制限限度額
0 人	5 3 2 万円
1 人	5 7 0 万円
2 人	6 0 8 万円
3 人	6 4 6 万円
4 人以上	一人増えるごとに 3 8 万円加算

■ **変更（縮小）…摂津市老人医療（一部負担金相当額等一部助成）**

【保険者番号 8 7 2 7 0 2 5 2】

平成 26 年 7 月 31 日をもって摂津市単独事業分が廃止となります。

※摂津市単独事業分について

- 対象者・身体障害者手帳 3 級と 4 級の一部を所持し所得制限を満たすもの
- ・被爆者健康手帳を所持し所得制限を満たすもの

平成 26 年 8 月 1 日以降は大阪府老人医療（一部負担金相当額一部助成）制度に準拠

■ **廃 止 …摂津市老人医療費助成制度【保険者番号 4 1 2 7 0 2 5 7】**

平成 26 年 7 月 31 日をもって廃止となります。つきましては、平成 26 年 8 月施術分以降のレセプトは返戻となりますので、ご注意ください。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
東洋アルミニウム健康保険組合 柏原支部 06270102	廃止	新日鐵住金健康保険組合 06133102	H26年4月1日
近畿化粧品健康保険組合 06273148 クラブコスメチックス健康保険組合 06270227	合併	近畿化粧品健康保険組合 06273148	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 九州ブロック事務所支部 31400344	名称変更	厚生労働省第二共済組合 九州グループ支部 31400344	H26年4月1日
厚生労働省第二共済組合 東海北陸ブロック事務所支部 31230238	名称変更	厚生労働省第二共済組合 東海北陸グループ支部 31230238	H26年4月1日
メットライフアリコ健康保険組合 06139554	名称変更	メットライフ健康保険組合 06139554	H26年7月1日

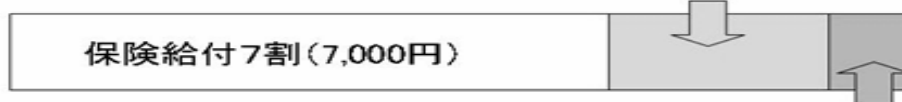
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。